



平成 21 年 6 月 22 日

お客様ならびに関係者各位

株式会社 EMCOM 証券

## 「みんなの FX」 全額信託保全開始のお知らせ

株式会社 EMCOM 証券（代表取締役社長：川島 亮太郎、本社：大阪府中央区）は、平成 21 年 6 月 30 日（火）より、当社外国為替証拠金取引サービス「みんなの FX」において、お客様からの委託証拠金の全額信託保全を開始いたします。（但し、6 月 30 日は、信託移行期間により、一部信託となります。）

### 1. 信託保全の目的

おかげさまで、当社「みんなの FX」は、平成 19 年 6 月のサービス開始以来、個人投資家を中心に多くのお客様にご愛顧いただいております。平成 21 年 6 月現在の口座数は既に 3 万口座以上に達しております。これまでも当社では、金融商品取引法に基づきお客様からお預かりしている委託証拠金の区分管理を行ってまいりましたが、この度、お客様の資産についてより一層の保全強化を図るため、ドイツ銀行グループの DB 信託株式会社を受託先として、信託保全による資産管理を開始する次第です。

### 2. 信託保全について

信託保全とは、金融機関（受託者）と信託契約を締結し、お客様からお預かりした資産（信託財産）を当該金融機関の信託口座にて、当社固有の資産と区別して管理し保全する仕組みです。

また信託財産の管理に際しては、受益者であるお客様の利益を代表する「受益者代理人」として、信託先と合意の上、当社と利害関係のない弁護士を選任しております。これら仕組みにより、当社に万が一、破綻等の事態が生じた場合でも、受託者から受益者代理人を通じ、信託財産をお客様に返還することができます。

### 3. 「みんなの FX」信託保全概要

・ 信託受託者	DB 信託株式会社 ドイツ銀行グループの法人信託サービス業務部門の在日拠点。 資産証券化および流動化取引に関連した信託業務、代理人業務などの提供に強みを発揮するほか、保全を目的とした外国為替証拠金取引の証拠金信託受託にも業務展開しています。
・ 信託保全の対象額	当社の信託保全の対象は、お客様から預託を受けた証拠金残高に未受渡の確定損益、未決済の建玉評価損益及び未決済スワップ損益を加算減算した金額から出金依頼金額を除いた金額と

	なります（区分管理必要額）
・ 信託保全への移行	当社の信託保全の対象額は、お客様から預託を受けた証拠金のうち、毎営業日のNY市場終了時（東京時間午前6時50分、サマータイム時は午前5時50分 但し日本の祝祭日は除く）までに当社が入金を確認できたものにつき、東京時間翌営業日に信託設定します。信託保全に移行するまでの間も、お客様の資金は当然ながら法令に定められた方法により、当社の資産と分別管理されます。

#### 4. 注意事項（リスク告知・免責事項）

- 1) 信託保全サービスは、当社が取り扱う外国為替証拠金取引の元本を保証するものではありません。外国為替証拠金取引においては、為替レートの急激な変動によって、お客様が当社に預託した金額を超える損失が発生する可能性があります。
- 2) 信託保全サービスは、現在の法令等に基づくものではありません。従って、信託期間の満了、或いは信託の解約により終了することがあります。信託を終了する場合は、当社からお客様へその旨を告知致します。また、法令等の変更により、分別管理方法を変更する場合があります。
- 3) DB 信託株式会社は当社が信託する資産の管理のみを行い、当社や受益者代理人に対する管理責任は一切負いません。また、DB 信託株式会社にはお客様に対し証拠金を直接支払う義務を負っており、外国為替証拠金取引の元本を保証するものでもありません。お客様は、DB 信託株式会社に対して証拠金等の支払を直接請求する事はできません。
- 4) 当社は、信託保全サービスを実施するため、またはお客様に分別管理された資金を配分するために、必要な場合に限り、お客様の個人情報を受益者代理人及び DB 信託株式会社に提供することがあります。
- 5) 当社に破産等、緊急の事態が発生した場合は、お客様の建玉は清算され、清算後の証拠金の金額に応じて、受益者代理人を通じ配分を受けることとなります。
- 6) 当社に破産等が起こった場合で、取引のシステム障害や天災地変、政変、外貨情勢の急変等の事由により、信託保全の金額が正しく算出できなかった場合などには、信託保全された金銭が証拠金の総額に不足する場合があります。お客様の証拠金の一部が返還されない場合もあります。
- 7) お客様の建玉残高が売り、買いどちらかに偏り、金額が増加した場合、当社がカバーの為、カバー先に差し入れる証拠金の金額が、現在の想定を超えて大幅に拡大する可能性があります。この場合は当社が負担するカバー先への証拠金を賄うため、DB 信託株式会社に差し入れる信託財産の金額が、お客様からの区分管理必要額を下回る恐れがあります。但し、この場合にも現在の法令等により定められた区分管理の方法は遵守した形で保全いたします。

以上